鯖江市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画の実施状況および 鯖江市における女性の活躍状況の公表(令和4年度)

鯖江市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。 以下「女性活躍推進法」という。)に基づき、「鯖江市女性職員の活躍推進に関する特定事業 主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動 計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、鯖江市における女性の活躍状況を公 表いたします。

≪職業生活における機会の提供に関する実績≫

1 採用した職員に占める女性職員の割合

年度	H29	Н30	R1	R2	R3
全職種	58%	74%	64%	63%	75%

2 管理職に占める女性職員の割合

自生物に自める文化物質の自由							
年度	Н29	Н30	R1	R2	R3		
全職種	22.9%	26.5%	32.3%	33.0%	34.7%		

(4月1日現在)

日標・35%

≪職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績≫

1 男女別の育児休業取得率および取得期間の分布状況

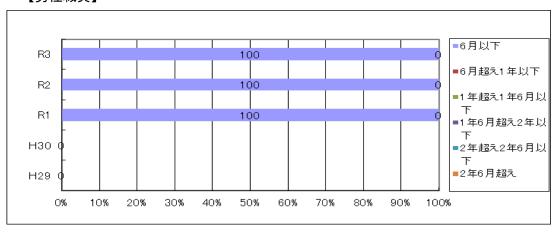
ᅔᄪ	ル 业 α		ᄺᅶ
育児	休業σ	ノ以(守	17人)儿

育児休業の取得状況 目標:男性職員 50%							
年度		H29	Н30	R1	R2	R3	
斯坦 泰	男性	0%	0%	9%	25%	50%	
取得率	女性	100%	100%	100%	100%	100%	

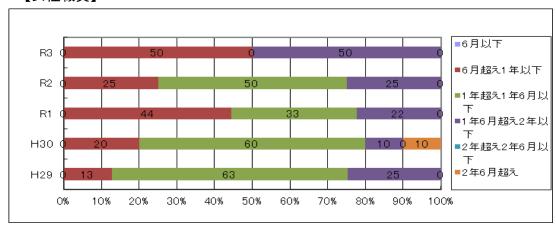
(取得者:年度内に新たに育児休業を取得した者)

取得期間の状況

【男性職員】



【女性職員】



2 妻の出産に付き添う休暇および妻の出産による子の養育休暇の取得率

年度	H29	H30	R1	R2	R3
妻の出産に付き 添う休暇	43%	46%	73%	63%	40%
妻の出産による 子の養育休暇	0%	0%	27%	38%	60%

(取得者:年度内に新たに休暇が取得可能となった者)

3 超過勤務の状況

年間の超過勤務時間が	260 時間 4.担う	ス映呂の割る	
ユニ ロ (/) ルロ 1 ロ	200 0 4 181 26 40 7		

年間の超過勤	目標:9.0%				
年度	H29	H30	R1	R2	R3
職員の割合	11.6%	14.2%	16.7%	12.2%	13.1%

4 年次休暇の取得状況

目標:取得率40%

暦年	Н29	Н30	R1	R2	R3
取得率	40%	39%	41%	43%	41%
平均取得日数	7.9 日	7.7 日	8.2 日	8.5 日	8.2 日

5 主な取組内容

・ 育児支援ための取組

出産や育児に関する支援制度や手続きについてまとめたものをグループウエアの「職 員のしおり」に掲載し、全庁的な制度の周知を図っています。

子どもの出生予定を申し出た職員に対し、個別に休暇や育児休業等の制度・手続き等 について説明を行っています。

また、育児休業期間中の職員の業務を遂行することが困難なときは、会計年度任用職 員等による適切な代替要員の確保を行っています。

・ 超過勤務縮減のための取組

毎週水曜日をノー残業デーと設定し、朝夕の館内放送で定時退庁を促しています。なお、水曜日のノー残業デーに超過勤務を行う際は、事前に理由を付した報告書の提出を求めています。また、毎日午後9時には退庁を促す館内放送を流しています。

休暇取得の促進

各所属において出勤管理を行う中で、所属長は、計画的、積極的に休暇を取得できるよう、職員の意識を啓発し取得促進を図っています。

また、年間5日以上の年次休暇取得のため、年次休暇取得計画の作成や、所属長自ら率先して休暇の取得促進に努めることについて周知しています。